

令和元年度第2回川崎市行財政改革推進委員会 議事録

日 時 令和元年7月29日(月) 午後6時00分 ～ 午後7時45分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 伊藤会長、出石委員、藏田委員、黒石委員、藤田委員
市 側 大澤総務企画局長
佐川行政改革マネジメント推進室長、
井上行政改革マネジメント推進室担当部長、
岡田行政改革マネジメント推進室担当課長
上林行政改革マネジメント推進室担当課長
織裳行政改革マネジメント推進室担当課長、
坂本行政改革マネジメント推進室担当課長、
星野行政改革マネジメント推進室担当課長、
森都市政策部企画調整課担当課長
佐藤人事部人事課長
林財政局財政部財政課担当課長
山井行政改革マネジメント推進室課長補佐
藤原行政改革マネジメント推進室課長補佐
多田行政改革マネジメント推進室担当係長
柏原行政改革マネジメント推進室担当係長
森木行政改革マネジメント推進室担当係長
渡邊人事部人事課担当係長

議 題 1 (1) 平成30年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
2 その他
(1) 行財政改革の取組について
(2) 民間活用の取組について

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 なし

議事

岡田行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和元年度第2回川崎市行財政改革推進委員会」を開会させていただきます。

私は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長、岡田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これより着座にて失礼させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の委員会は公開とさせていただきます。市民の皆様の傍聴、マスコミの方の取材などの申し出につきましては許可するとしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、議事録につきましては、本日の議事内容を録音してございまして、作成した議事録案を委員の皆様にご確認をいただいた上で公開の手続きを進めてまいりたいと存じます。

次に、本日の資料の確認でございますが、本日の資料は大変ボリュームがあるものになってございます。まず、お手元のファイルの中に、一番上から次第、その次に出席者の一覧、座席表等がございます。そして、資料1、タグがついておりますが、資料1として平成30年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について、いわゆる概要になります。その次、資料の2が評価結果の一覧という形になってございます。そして、資料3が事前にご質問いただきましたものに対する回答票ということになります。

こちらまで、資料1から資料3まで、前回御覧いただきました資料と同じものになってございます。

今回これに続きまして、資料4といたしまして審議結果の案でございます。また、資料5といたしまして、平成31年度、令和元年度の川崎市の予算についてということになります。そして、資料6から資料8でございますが、民間活用の取組に関する資料になってございます。その後にもまた出資法人関係の資料として、別添で取組評価シートと法人情報シートが別添の資料と二つにタグが分かれておりますが、添付させていただいております。その最後、参考資料といたしまして出資法人の経営改善等の方針となっております。これら全てを一括で配付させていただいております。

また、そのファイルとは別でございますが、A3、ちょっと折りたたんでおりますが、二つの資料、財務状況の一覧と財政支出等の一覧を机上で印をする資料としてご用意をさせていただいております。

少し使いづらいファイリングとなっておりますが、どうぞご容赦をいただければと存じます。

資料の不備などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。ここからの進行は会長にお願いをさせていただきます。伊藤会長、どうぞよろしく願いいたします。

伊藤会長

よろしく願いいたします。それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、前回、第1回委員会からの引き続きの議題として、平成30年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について、行財政改革の取組について及び民間活用の取組についてとなっております。

それでは、早速ですけれども、議題に入りたいと思います。

本日、一つ目の議題である平成30年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」についてですが、第1回委員会では、法人ごとの評価シートの内部評価結果に関して審議を行いました。今回は、法人ごとの財務状況や職員・役員の状況を示した「法人情報シート」について事務局からご説明いただくとともに、前回の審議を踏まえ、本委員会から取組評価に対する審議結果として意見具申する内容について審議をしたいと思っております。まずは、事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、行政改革マネジメント推進室、藤原といいます。よろしくお願いたします。

それでは、別添資料の二つ目のほうになります、平成30年度 出資法人 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 法人情報シートという資料を御覧ください。こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、シートの内容について簡単に説明させていただきます。

こちらで、法人の財務状況として、上の方からになりますが、損益計算書、あるいは正味財産増減計算書と貸借対照表から収支と財産の状況がわかる数値を抽出するとともに、その中段になりますけれども、本市からの財政支出等と財務に関する指標に基づく分析値を計算いたしまして、さらに一番下にございますとおり、令和元年7月1日現在の役職員の状況をそれぞれ記載してあります。

この中で特筆すべきものとして、幾つか内訳等を説明させていただきます。

まず、損益計算書、あるいは正味財産増減計算書において、当期損益、あるいは当期一般正味財産増減額が大きくマイナスとなっているものについて触れさせていただきます。

3法人となりまして、初めに4ページをお開きください。かわさき市民活動センターになります。

こちら、当期一般正味財産増減額がマイナス5,281万7,000円減というふうになっておりまして、公益法人会計上の特有の処理によるものでございますが、青少年健全育成事業において平成27年度に追加計上となった特定費用準備資金を平成28年度から30年度の3カ年で取り崩しまして、当該事業の拡充や図書を購入、備品の交換等を行ってきた平成30年度実施分のまず5,000万円等の費用計算によるものでございます。

次に、8ページ目に参りまして、川崎アゼリアでございます。こちら前回、御説明をさせていただいたんですけれども、当期損益のところですが、平成26年度から川崎地下街のリニューアルに着手をいたしまして、それ以降、赤字に転じたものでございまして、施設の減価償却や従前からの借入金等、リニューアルに伴う借入金の返済等によって、当面の間、赤字が継続するものと見込んでいるものでございます。

今後に向けましては、早期の黒字化を目指しまして、具体的な増収策と抜本的な経費見直し等による収支改善に取り組んでいるところでございまして、平成30年度決算においても当期損失は3億7,800万円弱と前期比で約5,400万円の縮小を図っているところでございます。

また、前回質問がございました取組評価における有利子負債の削減に係る指標につきましては、前出のとおり赤字の要因となっている借入金の着実な返済を目指すものでございますので、法人の財務状況を踏まえたものであるという認識しているところでございます。

次に、9ページ、川崎市産業振興財団におきましては、こちらは臨海部でライフサイエンスに関する研究を行っているナノ医療イノベーションセンター、iCONM等における事業におきまして、国からの科学研究費補助金や市との協定に基づく教養設備室等負担金が減となる一方で、建物等固定資産減価償却費等の計上によって1億1,400万円余の収支不足となっているものでございます。法人コメントが下の方にございますけれども、法人コメントの今後の取組の方向性にありますとおり、今後、市からの建物等取得に係る借入金元金の返済が始まりますとさらなる基金の支出が計上されていくことから、国等の補助メニューの発掘方法や企業等との共同研究組成など、さらなる収入確保と補完事業についてもコスト意識を持った運営を行っていく必要があるということで、市の所管部局とも引き続き対応を協議していくとこのことでございます。

次に、貸借対照表において一般正味財産や剰余金等がマイナスになっているものについて御説明いたします。

事務局

4 法人ございまして、同じく 9 ページの産業振興財団、こちらにつきましては貸借対照表のところの一般正味財産のところを御覧いただきたいのですが、前述のとおり、i CONM 事業における収支不足を受けまして一般正味財産は平成 30 年度からマイナス 9, 200 万円余となったものでございまして、今後も同様の状況が想定されることから、国や県、民間などからの補助金等の新たな収益確保とさらなる効率的な経営を通じた費用の削減等に努めるとともに、引き続き関係部局と協議していくとのごとでございまして。

次に、10 ページに参りまして、川崎冷蔵になります。こちらの純資産のところですが、平成 9 年に行った 3 号棟冷蔵庫の建設に係る借入金について、その後の市場取扱量の減少に伴う法人売り上げの減少によって返済が厳しくなり、現在、約 2, 100 万円強の債務超過となっているものでございまして、平成 22 年に法人が策定いたしました経営改善基本計画書に基づいて、料金改定や空き施設解消に向けた営業活動の強化、委託費の見直し、賃金カットなどの売り上げ維持と計上削減策によりまして、30 年度におきましても単年度収支で黒字を維持するなど、純資産額のマイナス値も前期比で約 3, 000 万円弱縮減がされております。早期に債務超過の解消が図られる見込みでございまして。

続いて 14 ページ、川崎市看護養成確保事業団につきましては、こちらは貸借対照表の一般正味財産のところになりますが、県内における川崎看護専門学校の現行課程に対するニーズの低下に伴う学生数の減少によって収益性が悪化した影響を受け、一般正味財産が 3, 200 万円強のマイナスとなっているものでございまして、令和 2 年度末に学校の閉校とあわせて法人も解散となる予定ですので、引き続き事業コストの縮減に努めるとされているものでございまして。

次に 21 ページ、かわさきファズになります。貸借対照表の剰余金等のところですが、こちらにつきましては、物流センターの適正な管理運営と顧客誘致などによる高い入居率の維持により、平成 15 年度以降、経常黒字を継続しておりまして、繰越欠損金の解消の道筋が見えてきたものでございまして、当該剰余金のマイナスについても前期比 4 億 800 万円減の 3 億 100 万円となっているところでございまして。

最後に、役職員の状況についてですが、本市の出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針におきまして、民間のノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するため、本市職員及び退職職員が総役員数の 3 分の 1 以下になるように努めるとしてございまして、超過する法人につきましてはその理由と今後の方向性が記載されております。

3 分の 1 を超過する法人は 3 法人ございまして、初めに 14 ページに戻っていただきまして看護師養成確保事業団でございまして、前述のとおり、令和 2 年度末をもって看護専門学校が閉校となり法人も解散する予定でございまして、現状、学校長が本市の看護師を退職後、川崎看護専門学校の教員を経て校長となったものであり、それによって 3 分の 1 を超えております。

今後につきましては、閉校までの間、安定した学校運営の必要から、現行体制を維持する方向というところでございまして。

次に、17 ページになります。みぞのくち新都心でございまして、こちらは、溝口駅周辺の再開発事業に伴い建設された再開発ビルの管理会社として、市と各テナント会社である株式会社丸井、それから川崎市まちづくり公社の 3 者による協定書覚書によって、それぞれの団体等に役員の名義人数が割り当てられてございまして、その中では総役員に占める本市職員及び退職職員を 3 分の 1 以内としているところですが、川崎市まちづくり公社指名の者が現在、市の退職職員であるため、現状 3 分の 1 を超過している状況でございまして。今後も事業の継続性と中立性を維持するために一定の市の関与が必要と考えるところですが、本市職員及び退職職員の総役員に占める割合については関係者と協議してまいりたいとのごとでございまして。

事務局

最後に、21ページです。かわさきファズになります。こちらにつきましては、営利目的の株式会社において民間企業出身者のみの組織となると営利追及のみとなりますので、本市の港湾政策が当社の経営にも反映されるようにということで本市職員や退職職員が役員に就任する必要があるというところでございます。

しかしながら、その割合が現在3分の1を超えておりますので、3分の1以下となるように次期改正に向けて役員体制を見直していくとでございます。

法人情報は以上になりまして、続いて審議結果のほうの説明をさせていただきます。資料の4を御覧ください。

表紙の裏面の目次を御覧ください。3章立ての構成となっております、1として川崎市行財政改革推進委員会における審議について、2として評価全般に関する審議結果について、3として個別の評価に関する審議結果について、以下、参考資料について記述をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。初めに、1の(1)の審議対象についてでございますが、行財政改革委員会では、行財政改革に関する取組と評価を所掌しており、その一環として、平成30年8月に策定しました「経営改善及び連携・活用に関する方針」の30年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行いました。

審議に当たっては、新たな方針の初年度の評価となるものであるため、評価全般に対し、より効果的なものとするための方策について審議を行うとともに、個別の評価については、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行いました。

次に、(2)の出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価についてでございますが、本取組評価につきましては、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成30年度から令和3年度までの4か年を取組期間として、仕組みが構築されたものでございます。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つの取組を柱といたしまして、計146の取り組むべき事業又は項目を設定しているというところでございます。

次に、(3)の取組評価の手法についてでございますが、各取組を着実に進めていくため、昨年度の本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしています。

評価に当たっては、前述した146の取り組むべき事業あるいは項目ごとに、取組期間の初めに設定した各指標・現状・行動計画等、4か年の目標値に対しまして、毎年度、具体的な取組内容をPlan、計画いたしましたして、次のページに参りまして、当該計画に対する実施結果(Do)を記入いたしまして、実績値の評価(Check)を行って、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要であるというふうにしております。

続いて、2の評価全般に関する審議結果についてでございますが、取組全体の評価といたしましては、3つの各取組について市による達成状況の評価が、A、B、あるいはCとなったものと、費用対効果の評価が(1)あるいは(2)となったものが各々の90%前後を占めており、全体としては、一定の成果があったと認められるものの、市による達成状況の評価がDあるいはEとなったものと、費用対効果の評価が(3)または(4)となったものも各々10%前後と、課題のある取組も認められました。

事務局

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえて、より効果的な評価とするために、以下の点について審議を行いました。

まず、(1) 数値化されない質的な評価の推進ということで、このような評価においては、客観的な数値として捉えることが第一ではあるが、数値だけでは捉えきれない質的な評価についても説明を補足した方がよいというご意見がございまして、市の見解といたしましては、法人及び市による評価のコメントの中で、今後も質的な評価について反映していくことが必要と考えるというものでございました。

続いて、(2) 市と出資法人の一層の連携の推進でございますが、こちらは、連携・活用の趣旨は理解するが、その実際の手法について、書類上の手続きだけでなく、相対して合意調整することが必要と考える。また、その合意に至らない場合や調整の経過等を示すことも求められるのではないかとのご意見がございまして、市の見解といたしましては、次のページに参りまして、次年度に向け出資法人と直接ヒアリングを行うとともに、調整の経過等についても評価シートの中に可能な範囲で書くようにしていくとのことでございました。

続いて、(3) 法人情報シートの財務状況等の評価のあり方ということで、こちらについては、各法人の財務状況をまとめる中で、財務的な数値で営業損益や当期正味財産増減額が赤字となっているところについて、その要因が想定外なことである場合には取組評価に組み込んでいくことが必要とのご意見がございまして、こちらについては、市の見解では、取組評価の中では、財務上の課題があるところについては、「経営健全化に向けた取組」の中にそうした財務的指標を設定し改善を図っていくとしている法人もありまして、引き続き、財務状況を分析しながら必要に応じて指標について検討するとのことでございました。

続いて、(4) 評価結果全体に対する底上げの必要性につきましては、評価の全体的な結果としては目標をほぼ達成しているとしても、次の目指すべき段階として、CはB、BはA、Aは更なる目標を考えていくというように、全てに対し厳しい目で見えていく必要があるということと、また、前段の事前質問からの引用になりますが、今回達成状況が余り良くなかったものなど、管理の必要性が高いものについては、その進捗管理を四半期ごとに、所管局や法人自らが行えるような仕組みを作ることも有効と考えるとの御意見がございまして、市の見解といたしましては、全ての取組について、しっかりと評価結果を確認していくことが必要であるということと、また、成果が上がっていない取組等については、年度単位だけでなく、より短い期間で進捗確認を行っていくことも有効と考えられますので、所管局及び法人に対し、そのような手法についても周知をするとのことでございました。

次に、(5) 本市による総括コメントに対する法人の受止めにつきましては、各法人の取組評価の最後に本市による総括がございまして、市からの要望が総括されている部分ですので、次年度、法人がどのように受け止め、どのように対応したのかが分かるようにした方が良いとの御意見がございまして、こちらにつきましては、次のページに参りまして、前年度の結果との対応状況が分かるよう記載の仕方等の工夫を考えるとのことでございました。

最後に、3番の個別の評価に対する審議結果についてでございますが、こちらは三つの取組の柱に従いまして、(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解、7ページに参りまして、(2) 経営健全化に向けた取り組みについての意見とそれに対する市の見解、続いて8ページに参りまして、業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解ということで、事前質問でご意見を頂戴いたしまして、前回、市の見解をご報告させていただきまして御了承いただいた内容について記述をさせていただいているものでございます。

最後が、一番裏面になりますが、参考資料ということで委員名簿と審議経過を掲載させていただいております。説明は以上になります。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問等いただければと思います。ご意見等ある方は挙手をお願いいたします。

お願いします。

藏田委員

法人シートの方の御説明の中で、9ページ、例えば産業振興財団の財務、正味財産の増減額とかもろもろ、それに対するコメントの御説明がありました。この報告書の中にもありますように、財務的なものについて法人のほうで評価シートの中にそれを組み込んで対策をしているものはいいと思うのですが、書いてあるとおり、書いてないものもあるのかなというふうに思っておりまして、特にこういう財政的、財務的なものについて、例えば9ページを拝見するとその財政的な取組の推進等を期待しますというような極めて抽象的なのか記述にとどまっているので、この辺は具体的に例えば何年先までにどうするというようなこととかというのを数値目標である程度掲げていくのが何となく自然な形かなと思いました。

この財務的なもの、数字は多分これは明らかなので、今後、中長期でそれを黒字化していく、本市が返済していく、融資を圧縮していくということの考え方は、委員会で議論されたとおりそれでよろしいと思うのですが、それをそのままにしておくとそのままになってしまうので、具体的にピン止めするような数字といったようなものをチェックする必要があるかなと。そこを見ておかないとちょっと埋もれてしまいかねないというふうに思いますので、そこをちょっと御検討いただく必要があるかなというふうに思いました。

伊藤会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

前日も黒石委員から御指摘いただいた件と同様なのかなというふうに考えてございまして、前回、一応この評価の中で経営健全化に向けた取組の中でそのような指標を入れている団体もあるというふうにお答えさせていただいたところでございます。

今、御指摘いただきました産業振興財団につきましては、この評価の中では経営健全化に向けた取組という中で、市以外の補助を助成金、受託料等の増加という歳入の増加の部分については一部記載をしているところでございますが、御指摘のように、この一般正味財産の赤をどうにかしようというところまでは踏み込んでいないような状況でございます。そういったところを踏まえまして、今後また次の枠組みに向けまして検討させていただきたいと思っております。

伊藤会長

よろしいですか。

藏田委員

そういったようなところの、多分いろんなところからお金を持ってくる、調達してくるということだと思うのですが、それをどういった力を入れて、どういうボリューム感でやっていくのかというところが見えないと、全て取り組むんだけれども結果がうまくいきませんでしたということでは困るので、じゃあ外部資金を持ってくるというのであればどういったようなものを、どれくらいのボリュームでとってくるのか、やっぱりそこまで落とし込まないと、具体的に法人さんとして次にそれをどうキャッチアップしていくのか、どういうふうに情報を集め、どういうふうに人を当てていくのかと見えてこないと思うので、その部分のところをちょっともう少しブレイクダウンしていかないといけないかなというふうに、お話を伺っていて思いました。

事務局

やはり財務上課題のある法人につきましては、今、御指摘のとおり、より具体的な取組が必要かなと思っておりますので、またその辺も検討させていただきたいと思います。

伊藤会長

ほかはいかがでしょうか。

黒石委員

今、御議論いただいた内容について、まさにそのとおりだと思うのですが、ちょっと相対的に経営状態が財務的に問題かなと思われているところってありますか。そんなむちゃくちゃひどいのはないとは思いますが、今、冒頭に御指摘いただいた9ページの振興財団は頑張りますしか書いてないので、イエローゾーンの法人なんだったらそれを明確にしてそういう経営健全の計画をもうちょっとちゃんと指標を残すのか別途管理するのかを決めたほうがいいと思いますし、むちゃくちゃひどい問題児みたいなのは多分なくなっているんだとは思いますが、それでも財務的な観点から要注意法人だというのはやっぱりちょっとアラームの意味でも注目が行くような仕組みにはしておいたほうがいいと思いますよね。とにかく今、藏田委員がおっしゃったような経営計画を定量的に決め、いつまでにここまでやります、健全化しますというのを、経営責任を私はやっぱり認識してもらうことが大事だと思いますので、そこを昔ながらの行政的にずるずるしないようにしましょうという御意見は全くそのとおりだと思いますので、まず御認識的にその問題児、レッドカード法人はないのかもしれませんが、イエローカード法人はどこですかね。

事務局

なかなかちょっとその辺は、というところはやはり先ほど御説明をさせていただきました法人になろうかと思っております、やはり川崎アゼリアのほうが当期損益ではマイナスが大きく出ていたりとか、あとは川崎冷蔵につきましては債務超過ということで、こちらのほうは総務省からも計画をつくるように言われておまして、計画をつくっているところでございます。また、今申し上げました産業振興財団につきましては、一般正味財産が赤というふうになってございますので、やはりこの辺が問題なのかなというふうには考えているところでございます。

また、この川崎冷蔵だけでなく、今後やはり課題が大きいところについては、もう少し具体的な計画も必要かなと思っておりますので、また改めて検討させていただきたいと思います。

黒石委員

欠損状態とか赤字状態が即だめだというのも短絡的だとは思いますが、予定どおりの計画どおりの施設整備の償却負担が出て、ここ3カ年は赤字が継続するわけです。それから黒字化しますみたいな法人もあると思いますので、そこも含めて、あんまり画一的、単一的な評価じゃなくて、それぞれごとに応じたイエローカードの設定が必要だと思いますので、まさにそういう視点からわかるようにしていただければと思います。

事務局

先程、御説明させていただいた中でも、例えば川崎ファズについては、今後この債務の完済が前倒しされるような流れもあったりしまして、そういった法人の状況なども見ながらその辺は検討させていただきたいと思います。

伊藤会長

ほかはいかがでしょう。
では、お願いします。

藤田委員

支援機関のほうでよろしいですか。事前情報や、前回の議論などを大変丁寧にまとめていただいているかと思えます。その点はお礼申し上げます。

1点ちょっと気になりましたのが、文章の表現の問題なのでちょっと細かいところで大変恐縮なんですけど、2ページの下から2行目の「また」以下、「また、その合意に至らない場合や調整の経過等を示すことも求められると考える」というこの表現なんですけれども、調整の経過というのは合意に至るに至らない、どちらに関しても示したほうがいいのかと思いますので、「また」以下を「調整の経過や、合意に至らない場合はその詳細等を示すことも」としたほうがより適切なのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

事務局

ありがとうございます。
では、御意見に沿って検討させていただきたいと思います。

伊藤会長

お願いいたします。
ほかはいかがでしょうか。

・出石委員

ちょっとわからないところもあるんですが、この審議結果についての3ページの、2ページからの評価全般の審議結果のところなんですけど、(3)の法人情報シートの財務状況等の評価のあり方が、これが、今日お示しいただいた先ほどの別添資料の二つ目のところから出てくると思うのですが、市の見解のところの、もう一回整理すると、引き続き財務状況を分析しながら、必要に応じて指標についても検討するというのは、きょうは状況の報告ですよね。次回までに示すということになった。それを受けて、今回はいいんですけど、ここをどうしようというこの見解なんですか。この指標、それも必要に応じてというところについて、ということが必要がなければやらないということですね。

伊藤会長

お願いします。

事務局

まさに、先ほど御意見をいただいたように、財務状況の中で計画的にその赤字をつくって計画的に返済しているようなところもございますので、そういったところではなく、やはりそうではないような課題が多いところを中心に新たな指標等が必要ではないかというような御意見というふうに理解をさせていただきますので、またちょっと今日いただいた御意見も、先ほどの藏田委員からの御意見も踏まえて、ちょっとこの書きぶりにつきましては改めて調整をさせていただきたいと思います。

出石委員

もう1点いいですか。

伊藤会長

お願いします。

出石委員

中身じゃなくて、ちょっと私がひっかかっちゃっただけなんですけど、この審議結果の最後に、会長から市長への結果の通知文なんですけど、具申となっていますよね。私、いろいろなところにかかわっていて初めて見ました。私はこういう、ある意味諮問されていれば答申なんだろうけど、審議した結果を、報告とかだったらわかるけど、具申って会長、使われます。僕はあんまりこういう関係で、はっきり言ってしまえば下から上に出すのが具申だから、えっとは思ったんですけど。川崎市は一般的に使うんですか。意見具申って、通常は名前のおりで、まさに普通下から上に対して出すもので使う言葉なんですけど。変えろと言っているんじゃないんですけど、一般的にどうなのか、あるいは川崎市でそういうことなのか。

伊藤会長

条例上、委員会はどういう権限があるということも。諮問に答えるのと。

普通、仮にもうちょっと強い権限だったら建議とかいうんですけど、多分建議とまでは書いてないですね。

岡田行政改革マネジメント推進室担当課長

これはプログラムのときと一緒にですかね。ちょっとお答えになってないかもしれないんですが、昨年、御審議いただきました行革プログラムの28、29年度の実績結果の際の通知文といいますか、その表現と同様にはさせていただいているんです。ただ、そこがちょっと違うんじゃないかということであればということなんです。

出石委員

その時、多分気がついていないので。

事務局

す申し訳ございません。ちょっと調べさせてください。趣旨はわかりましたので、理解させていただきましたので、ちょっと調べさせていただきます、ということでしょうか。

出石委員

結構です。すみません、つまらないことで。

事務局

申し訳ございません。

伊藤会長

ありがとうございました。

他はよろしいでしょうか。

一つは、この資料4に関しまして、先ほど藤田委員からございましたとおり、2ページの一番下のところについては表現を修正していただきたいということですね。それから、3の(3)の部分、法人情報として、法人情報シートのほうの財務状況等の評価のあり方については、今日、御意見いただきまして、やはり市としての改善の方向性みたいなものをもう少し計画的に書き込むべきではないか、あるいは全体としてその法人の置かれている財務状況を適切に評価するというような御意見もいただきましたので、その部分をぜひ盛り込んだ形で委員会の意見と市の見解のところを修正していただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

こちらは提出の期限が8月の半ばぐらいまでには。

事務局

そうですね。前半ぐらいまでで。

伊藤会長

前半までには提出していただきたいということですので、修正した結果については委員にまた回覧といいますか、出していただくようにいたしまして、そこで御確認いただいた上で、私のほうで一任させていただいて、案として取りまとめたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

それでは、きょうの審議結果を踏まえまして、表現と、それから特に2の(3)の部分、修正をお願いしたいと思っています。

伊藤会長

それでは続きまして、よろしいでしょうか。では、今申し上げたような形でやらせていただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次、2、その他といたしまして、行財政改革の取組について及び民間活用の取組について、御報告をいただきます。

初めに、行財政改革の取組について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

それでは、行財政改革の取組について、御報告を申し上げます。以下、その他の（１）、（２）とも報告ということで、事務局のほうからそれぞれ御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、こちら行財政改革の取組について、資料の5をお開きいただきたいと思います。「平成31年度川崎市予算について」という資料、抜粋というふうに書かせていただいています。

こちらの資料なのですが、毎年度2月ごろに川崎市の予算案を取りまとめて公表していますけれども、そのときに公表するために作成する資料でございまして、本日はその中から行財政改革の取組に関するページを抜粋させていただき、配付しております。

資料1枚目のおめくりいただいたところを御覧いただきますと、本市の行財政改革については、御存じのように、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を確保することを目的の一つにしております。このたびは、平成30年度の取組によって、この中でもカネ、いわゆる財政効果の部分が平成31年度予算に反映できたものについて主なものを御報告させていただきたいと思います。

それでは、順番に御覧いただきますが、こちらに行財政プログラムの体系がございまして、三つ目の丸のところがございます、3つの改革の取組、「共に支える」と「再構築する」、「育て、チャレンジする」という3本の柱に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

そして、その上に少し戻ってしまいますが、二つ目の丸にあります、まず全体の効果額、平成31年度予算に反映できた全体の効果額については、全会計で46億円の財政効果ということで確保しております。個々の取組については、以下、四角の枠の中で御説明をさせていただきます。

まず、組織の最適化という項目でございまして、職員数の削減についての効果になってございます。こちら31年度に反映できたものとしては、全会計で200人の職員定数を削減できたということで200人減となっておりますが、その下の注意書きにありますように、200人減の効果となりますと約17億円となりますが、以下、個々の取組の中に含まれている削減分というのも97人分ございまして、残り103人分を金額に換算すると、その効果額の欄にございますように、8億7,500万程度ということになります。こちらが職員数の削減ということになります。執行体制の見直しや保育所の民営化などの取組によって積み上げたのが200人の減ということになります。

その下ですが、全庁的な事業見直しということで、こちらは第2期プログラムに具体的に個別に位置づけた改革の取組に加えまして、30年度から31年度まで2年間を集中取組期間ということで、事業見直し、業務改善というのを、全庁を挙げて運動的に取り組んでいるものでございまして、その中であらわれた効果をこの箱でまとめております。事業見直しの取組ということで、一つ一つはすごく細かい部分で、例えば刊行物や冊子の発行部数を見直したりですとか、委託の仕様を見直して少し削減ができたとか、そういったことを全庁的に取り組んだ結果を積み上げたものが7,600万ということで、31年度に反映できたものでございます。

事務局

以下、取組1の「共に支える」の部分でございますが、こちらは、金額に換算できるものについてはちょっとありませんでしたので、取組の2に進んでいただきまして30ページの中段、取組2「再構築する」のところを御覧ください。

(1)の市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化の部分につきましては、一つ目の生活環境事業所の再編というのがございます。こちらは、5つの生活環境事業所が川崎市にはございますが、組織の統合等によって四つに再編をしております。その効果として1,200万程度というのを積み上げております。一つ廃止したわけですが、統合した関係で、一方で車両を、別の事業所、統合した事業所で増やしたりということで差し引きになっておりますので、1,200万程度ということになっております。

その下の方ですが、学校用務業務執行体制の見直しという部分については、いわゆる学校用務員については退職動向に合わせて非常勤職員化というのを進めておりまして、今回、定数8人分削減できたということで、5,100万円というように積み上げてございます。

次のページ、31ページの上段を御覧いただきますと、今後は同じ学校ですが給食調理員です。こちらは退職動向にあわせて委託化というのを進めておりまして、この年度につきましては定数11人分の退職にあわせて委託化というのを導入しましたので、1,700万程度ということで効果を積んでおります。

その下、民間部門の活用というところでは、二つ目の公立保育所の民営化、またその下の公設民営保育所の民設民営化ということで、指定管理者制度を導入した保育所を完全に民設民営の施設に代えるということで、それぞれ1億9,000万、もう一つが2億6,000万程度ということで、それぞれ効果を積み上げております。

またその下、港湾緑地の管理運営体制の見直しということで、港湾振興会館、川崎マリエンという施設と、あとその周辺にございます東扇島中公園とを対象に、一体的に指定管理者制度を導入しまして、その効果といたしまして147万ということで積み上げております。こちら金額は小さいのですが、一体的な指定管理者ということで、施設全体を活用した効率的な運営とともに、市民サービスの提供について質的な向上が図られたより魅力的な施設というふうにとり組が推進されたのではないかと考えております。

また、その下ですが、債権確保策の強化というのが一番下から始まっております。こちら市税収入の確保について、債権差押ですとか公売を積極的に推進するとともに、初期未納対策等を進めて5億5,000万程度の効果額を積み上げております。

次のページをお開きいただきますと、今度、市税以外の滞納債権徴収ということで、同様に取り組んだ結果、5億弱、4億9,000万程度の効果額を積み上げております。

またその下、戦略的資産マネジメントのほうでは、財産の有効活用というのが真ん中にございまして、こちらはさまざま土地、建物を、小さいもので言えば自販機を設置したりとか、あるいは駐車場として貸し出しをされたとか、あるいはネーミングライツを導入したり、また広報物については広告を掲載したり、そういったことを積み上げた結果として8億3,000万程度の効果額を積み上げてございます。

また次のページ、33ページの上から2段目を御覧いただきますと、上下水道施設用地ということで、企業会計のほうでも上下水道用地などを貸し付けた結果として6億7,000万程度の効果額を積み上げております。

またその下、将来を見据えた市民サービス等の再構築という部分では、全庁的に補助・助成金をさまざまな団体等に交付しておりますけれども、毎年度、予算編成に合わせて精査を行っておりまして、今回も一部見直しですとか、あるいは廃止によって、合計で1億1,900万程度の効果額というものを積み上げてございます。

事務局

続いて次のページ、34ページをお開きいただきたいと思います。こちらは市民サービスの再構築関係が並んでおりますが、まず、わーくす中原という知的障害者の就労支援の関係の施設、また障害者ふれあいショップという障害者の社会参加を目的とした施設、こちらいずれについても、事業として民間の参入状況ですとか、あとは障害者をめぐっては法定雇用率の引き上げによる一般企業への就職の拡大ですとか、そういった社会状況の変化等を捉えまして、一定の役割を達成したのではないかとということで事業の廃止等を行っております、それぞれ効果額を積み上げております。

また、3段目にありますひとり親家庭支援の効果的な推進という部分では、ひとり親家庭支援策としてこれまで市バスの特別乗車証交付事業というものがございましたけれども、そちらを廃止いたしまして、3億8,000万程度の事業だったのですが、改めて親と子の将来の自立に向けた支援策というものを施策全体に再構築を行いまして、子供、ひとり親の家庭への学習支援の取組とか、そういった施策を充実させるために再構築を図ったという取組になっております。

また、その下のソーシャルビジネスの振興については、新たに31年3月に起業家支援拠点という「K-NIC」といわれている拠点が事業として始まりましたので、そこで一体的に事業を執行するという形での効率化によって、440万程度ではございますが経費の縮減が図れたというものになってございます。

以上が、金額として効果を計上できたものの主なところを御説明させていただきました。

現在、事務局では、昨年度の取組の結果を内部評価として取りまとめをしているところでございます。本日は、その中で取組の効果としてある意味最も把握しやすいとも言えますカネの部分、財政効果の部分について、予算に反映できた項目を御報告させていただきました。

また一方で、カネ以外の部分、財政効果のように金額、数字でなかなか表しにくいような取組というのがございまして、そういったところについてはアンケートの活用など、昨年度、委員の皆さんからいただいた御意見も踏まえながら調整を所管局とともにさせていただいております。次回以降の委員会では、そうした効果の捉え方について少し課題がある取組について幾つかピックアップをさせていただいて、委員の皆様にもまた御意見を頂戴したいと考えております。さらに、その御意見を踏まえて来年度の中間評価を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

説明については以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問等いただければと思います。いかがでしょうか。

藏田委員

すみません。ちょっと単純なところが、31ページのわーくす川崎と34ページのわーくす中原、ともに廃止なのか民営化なのかということで思われるんですけども、これってわーくす川崎のほうは民営化したということで閉じたということですね。今の説明に書いてあるとおり、廃止して民間の施設としてということになると思うのですが、これ数字が入っているのと入っていないのはどういう意味ですか。

事務局

31ページのわーくす川崎の民営化につきましては、もともと31年3月まで利用料金制の指定管理者制度を導入しております、さらに指定管理料が0円という指定管理の制度になっておりました。ということで、民設化を行ったのですけれども、もともと指定管理料ゼロの施設だったということで、効果額については数字ではあらわしていないというものになっております。

藏田委員

であれば、ここは0円と書くべきですね。

事務局

そうですね。

藏田委員

だから、ちょっとその数字が入らないはずはないようなことが書いてあっても、経営の健全化、活用の推進という言葉になっている、効果的な事業の推進となっているものが幾つもあるような気がするんですが、例えば31のESCO事業なんか明確な数字が出ていますよね。街路灯、公園灯のLED化のESCO事業導入だと多分、前提としてESCO事業って従前の経費から取組をしたものの差額分から委託料を出していくということであれば、これとは明確にESCO事業として組み立てる以上はそれが出ていると思うのですが、けれども、ちょっとそこら辺、今後の課題ではあるものの、今後の課題と言うにはちょっと荒い部分もあるのかなと思うのですけれども、今日の時点で、このESCO事業、何か把握されているものはありますか。

事務局

こちらは、すみません、今、回答は恐れ入りますが持ち合わせていない状況でして、今頂戴しました御意見、確かに金額で表すことができている部分、一見表せそうなのですけど表せてない部分というのはおっしゃるとおり幾つかあるかもしれませんので、少し確認をさせていただいて、今後、数字で表せるものについてはできるだけ表せられるように、関係部局とも調整をさせていただければと思います。

藏田委員

32ページにも施設の長寿命化の中にESCO事業が出ていますし、何か明確に、ちょっと御検討いただければと思います。

事務局

かしこまりました。

伊藤会長

ほかはいかがでしょうか。

今のは取り組み中だからまだ数字が出てないという趣旨なんですかね。これ、でも昨年度。

事務局

昨年度、30年度の取り組んだ結果、31年度予算に反映したと。個別の事情がもしかしたらあるかもしれないので、確認をさせていただきます。

伊藤会長

すみません、どうぞ。

黒石委員

ごめんなさい。聞き逃したのかもしれないんですけど、29ページのところに、全庁的な事業見直しの取組、全体で効果額が7,600万ですか。どういう見方をするんでしょうか。それ以降で全部で何億って出ているんですけども、これはそれ以外ってことなんですか。

事務局

もう一度ちょっと御説明をさせていただきます。こちらの枠に入っている事業見直しの取組の7,600万というのが、その上に書いてありますように、行革のプログラムに位置づけた改革の取組以外にこの期間にそこに位置づけられていないもので、少し身近な日常の業務の中から見直せるものを少しずつ積み上げていこうよという全庁的な取組として進めたものでございまして、以下、個別に上がっているもの以外のものとして計上しております。

出石委員

3つほど。全体的に、例えば施設の廃止だとか、あるいは補助金のカットなどで、それが数値的な財政効果が出ているわけですが、これは予算に当たって議会審議でどんな反応があったのかというのを教えてほしいなというのが1点。

それから、31ページの(2)のところの公立保育園の民営化だとか民設民営化についてなんですが、これは過去に結構これで訴訟が起きているんですけど、他の自治体で、民営化によって。もう何年もやっているから問題はないんでしょうけど、このあたりはどういう、保護者とかから反応とかないのかどうかということで、状況がわかれば教えてください。

3つ目が、31から32ページの方の市税の確保の取組だとか滞納債権の徴収ということで、これはかなり努力されて評価されているということで非常に評価いたしますが、これらは強制徴収債権だと思うんだけど、公営住宅、市営住宅の家賃滞納については恐らくこの中に入らない、あれは滞納は訴訟を起こさないととれないので、そのあたりはどこかに反映されているのか、あるいはやっているのか、やってないのかも含めて、やっていると思うけど。この点については。

以上3つ、すみません、よろしくをお願いします。

細かいところはあれですけど、議会反応がどうかというのが非常に。どうだったのか。

事務局

財政課です。今、収支不足が生じているんですね。全体で今回115億円、減債基金から一時借り入れるという形で収支不足を補っている状態でございます、よく言われているのは、そういう状況にあるんだから施策はスクラップビルドしなさいというのが結構議会側からもオーダーがあって、かような行革に基づく取組というのは、どんどんやれという形で、会派によって当然色はあるんですけども、比較的ここに記載している取組については応援していただけるのが大半。否定的な会派もあるんですけども、全般的には、好意的に受け取っていただいております。

保育所については、訴訟などは起きておりません。かなり川崎市といたしましては、引き継ぎなどに丁寧に行っているというところで、聞いている限り、ここ最近では訴訟等の動きは出ておりません。

あと、御質問があった3点目は市営住宅ですけども、少額訴訟の取組はやっているんですね。

出石委員

簡易裁判所は60万から。

事務局

そうですね。そこをかなり積極的にやっております、それなりの効果が上がっているというふうには聞いております。以上でございます。

出石委員

それはどこかに反映されているんですか。多分、そのどこかに貸借しているのかなと思うのですが。

事務局

市税以外の4億9,800万の内数に含まれているんじゃないかとは思っているんですけど、ちょっと後ほど。

出石委員

いいです。わかりました。

事務局

今、出石委員のほうからお話が合った32ページの一番上のこの部分なんですけど、先ほど委員のほうから強制徴収の公債権ということだったんですが、こちら強制徴収のみで算出はしていないんです。例えばですけど、今お話になっている住宅使用料、これについても含まれております。

ここの算出の仕方なんですけど、前年度からの収入未済額、いわゆる未納額の要するに削減額をその効果としております。特にこの住宅使用料についても、この単体の債権としての削減額をこの中に含めているんですが、その中には単純に、こちら強制徴収は裁判所を通してでないといけませんので、単純に催告を何度も何度もしたり、そういったことをしながら徴収をしていく、またその中で裁判所に申し立てをしてそれで通知が行く、その通知によってこの住宅使用料を払っていただくと、納付いただくと、こういったものも全部含めての効果ということになってございます。

出石委員

わかりました。すみません、細かくて。

伊藤会長

ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御報告ということですので、多分またその効果の額等の記載のあり方については、また来年度以降ぜひきちんと、今日出た意見を踏まえて御対応いただきたいと思っております。本年度もこのような形で一定の成果が出ていますので、引き続き着実に改革の取組を進めていただきたいと思います。各所管局のほうにもぜひ、周知をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。次は(2)の民間活用の取組について、御報告をお願いいたします。

事務局

それでは、行政改革マネジメント推進室の民間活用担当のほうからご説明をさせていただきます。お手元のA3判の資料、資料6をお開きいただきたいかと思えます。

こちら、今年の1月に本委員会でも御説明をさせていただきました川崎市民間活用推進委員会の設置についての資料でございますが、当時の資料に改めて時点修正を加えたもので、この委員会での活動状況、本市の民間活用の取組について、御報告をさせていただきたいと思えます。

左側の2番の委員会の所掌事務でございますように、所掌の事務は、公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議いただくために新たに設置をしたものでございます。

おめくりいただきまして2枚目、A4判の資料でございますが、こちらが民間活用推進委員会の委員の名簿でございます。こちらの5名の方に委員に御就任をいただき、御審議をいただいているところでございます。なお、委員長には安登利幸委員に御就任をいただいているところでございます。

続いて、御審議いただいている主な内容について2点御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

1点目は、資料7をお開きいただきたいかと思えます。資料7でございます。こちらは、新たな民間活用に関する方針の策定の考え方（概要版）でございます。

こちらについては、資料の左下のところにあります、これまでの経緯というところを書いてございまして、民間活用に関する方針等ということで、これまで本市では平成13年に策定をしました川崎市における新事業手法導入に関する基本方針、14年に作成しました（川崎判PFI）導入実務指針、20年に策定しました民間活用ガイドラインなどに基づきまして、本市の民間活用の取組を進めてまいりましたが、これを本年度、改定したいということで御審議をいただいているものでございます。

まず、資料の順番が変わりますが、左上の1番、本市がめざす「民間活用」の基本的な考え方でございますけれども、太字の部分を中心に御説明をさせていただきますが、市税収入については堅調に推移している一方で、社会保険や防災・減災対策、都市機能の充実などによる財政需要は増加しており、今後も大変厳しい財政状況が続く見通しとなっております。

2段落目、このような中でも、2行目になります。 「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」の実現をめざしていくためには、従来の公共の業務の一部を民間事業者に担わせるといった活用方策から一歩進み、民間事業者の主体的な発案や提案など、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることが基本と考えております。

第3段落でございますが、行政と民間事業者が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく意識を共有することが重要であり、行政側が率先して民間事業者をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識することも必要であると考えております。

このような考え方をもとに、本市では民間活用の推進に積極的に取り組んでいくこととしております。

資料の右側に移っていただきたいと思えます。3番の方針等策定後の法令改正等の環境の変化でございますが、1番のPFI法の改正の経過でございますが、記載の23年、30年の改定を初め、平成11年に法が制定されておりますが、今日まで20回程度の改正が重ねられるなど、大きな変化があるということでございます。

2番目としましては、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針ということで、平成27年に内閣府、総務省の連名により、県および政令市宛てに、従来手法に優先してPFI/PPPの手法を導入するような基準を制定するような要請がされております。

事務局

3番には都市公園法の改正ということで、「P-PFI」などが新たに設けられているところでございます。

4番の先進自治体の取組ということでは横浜、福岡の事例を書かせていただいておりますが、一部の自治体では積極的に民間活用の取組が推進されているところでございます。

4番の策定の考え方につきましては、(1)計画策定にあたっての基本的認識として4点挙げさせていただいて、法改正等の状況変化に対応した新たな方針が必要であること。2点目としまして、民間活用推進のため、多様な主体との幅広い分野での連携を進めるしくみの再構築が必要であるということ。3点目としまして、国や先進自治体の取組を積極的に取り入れていくことが有効であるということ。4点目としまして、「ガイドライン」、「基本方針」、「実務指針」の関係性の整理(統合・再整理など)が必要であるという認識のもとで取組を進めていきたいというふうに考えております。

(2)策定に向けた検討方針としては3点挙げさせていただいておりますが、方針1としましては、多様な民間活用のあり方を再整理すること。方針2としましては、民間活用を進めるうえでの課題と対応策を検討していくこと。方針3としましては、民間活用を進めるための取組を有機的に連携させているしくみを検討していくということでございます。

具体的には、ページをおめくりいただいでいて2枚目を御覧いただきたいかと思っております。

(3)課題の設定と取組の方向性というところで六つの整理をさせていただいております。

まず、課題1の連携分野の多様化ということでございます。これまでは主に民間企業と施設整備・管理運営事業の分野における連携に主眼が置かれてきたところでございますが、多様な主体を連携のパートナーと定め、ソフト的な事務事業や内部管理事務など幅広い分野での恒常的な連携を図っていくことが必要と考えております。

具体的な取組としては、連携の対象範囲と公民連携手法の整理ということで、どのような分野でどのように公民連携をしていくかということを整理していきたいというふうに考えております。

課題の2としましては、民間活用に向けての検討プロセスの再構築ということでございます。2点ございまして、2行目でございますが、公有財産の有効活用、ソフト的な事務事業などを含めた幅広い分野の事業を組み入れた形に再構築し、実効性のある手続きとすることが必要であること。2点目としましては、民間の目線から意見を把握することも重要であり、検討プロセスのなかに民間事業者の意見把握のステップの設定を検討していくことということでございます。

具体的な取組としましては、優先的検討規程の検討ステップとの整合性をとりながら、再構築をしていきたいというふうに考えております。

3点目としましては、地元企業の活用促進という視点でございまして、2点整理をしております。P-PFIなどの取組については、地元企業の積極的な活用を検討していく必要があること。2点目としましては、民間活用手法に関する基礎的知識の習得や、民間活用の取組に関する情報収集、JV組成に向けたマッチングの推進など、そういった環境を整備していくことが必要であるというふうに考えております。

資料右上に行っていただきまして、具体的な取組3としまして、(仮称)川崎市PPPプラットフォームの設置ということを新たなしくみとして今年度新たに作っていきたいというふうに考えているところでございます。

課題の4としましては、民間からのアイデアの取り込みということでございます。民間からのアイデアを促し、多様なアイデアを取り入れていくそのしくみ・しかけの構築が必要であるというふうに考えていて、今年度、民間提案制度の創設の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

事務局

課題の5としましては、公共サービスの安全性等の担保のための確実なモニタリングということでございます。確実なモニタリングの実施によるサービスの質や事業の安全性・継続性の確保を行うための手法の構築が必要であるというふうに考えていて、取組の5としまして、モニタリングの方法・体制の再構築ということで、これまでも進めてきましたが、さらに対応策、目的や対象を明確化するとともに、モニタリングの枠組みや問題発生時の対応について整理をし、再構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

課題の6でございますが、各取組の有機的な連携と実効性の担保でございます。

これらの今御説明をさせていただいていた取組について、体系化を図り、政策決定のプロセスとして機能させるようなしくみを構築する必要があるというふうに考えていて、取組の6には各取組の体系化ということでご説明をしています「新しい民間活用のしくみ」を軸に、「民間提案制度」や「PPPプラットフォーム」、「新たなモニタリング制度」の要素を組み込みながら、その取り組みを体系化していきたいというふうに考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今年度新たに設置しております民間活用推進委員会のほうでご意見を賜りながら、パブリックコメントを年明けに実施し、今年度末、3月に新たな方針等の策定を目指して取組を進めていきたいというふうに考えております。

まず、1点目の説明は以上でございます。

おめくりいただいて、資料8を御覧いただきたいかと思っております。こちらは、川崎市PPPプラットフォームの設置についてということで、新たな民間活用の取組のしくみの一つでございますけれども、1番の本市のPPPの官民パートナーシップにおける課題ということでございます。左側のポンチ絵にございますように、公共サービスの提供における行政の関わり方、そして低廉かつ良質な公共サービスの提供、地元企業の事業機会の創出を通じた市内経済の活性化など、官民パートナーシップの取組は市民サービスの向上や財政負担の削減の側面において、本市の課題解決の候補の一つになり得る可能性があるというふうに考えているところでございます。

2番の課題解決に向けた取組の方向性では、公共側のPPPに関する期待、民間側のPPPに関する不安ということがあるということが、アンケート調査などを行う中では明確になってきているところでございますので、行政としましては、中段のポンチ絵にございますように、民間事業者の意向を踏まえた案件形成を促進する必要があるということと、民間事業者側にはPPPへの正しい理解をしていただきたいということで、対話の場の創出が必要だというふうに考えておまして、今年度新たなプラットフォームの設置を検討しているものでございます。

左下には、各政令市などで取組が進められているプラットフォームの事例を置かせていただいております。それぞれ都市ごとに形は違いますが、国の支援などを受けながら多くの都市で取組が進められているところでございます。

右側の上に行っていただきまして、本市のプラットフォームの概要でございます。

3番でございます。その中の②組織構成でございますが、絵にございますように、本市としましては3層構造でプラットフォームをつくっていきたいというふうに考えていて、まず事務局の方には、本市のほか地元の川崎信用金庫、横浜銀行にお入りいただいて、それぞれの金融機関が持つ地元へのネットワークを活用しながら情報の提供などを行っていきたいというふうに考えております。

また、本市の特徴としては、できるだけ国の情報だとか新たな取組を取り入れていきたいということで、日本政策投資銀行、またPFI推進機構など、国の関係する機関などにも入っていただいて、全国の最新の取組などをできるだけ早く本市のプラットフォームの中で取り入れられるような形をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

事務局

また、コアメンバーには地元企業の参加促進を図るため、建設業協会など市内業界団体10団体にご加入をいただき、なるべく早い段階で情報提供をして、市内の加盟団体のほうに本市が持つ情報などを提供していきたいというふうに考えているところでございます。

取組の方針につきましては、中段に記載のとおり、PFI、PPPの普及啓発、意識向上、ノウハウの習得、対話の実践ということを行っていききたいというふうに考えております。

右下にありますスケジュールでございますが、PPPプラットフォームセミナー、そして市内事業者を対象としております勉強会などを、各今年度3回ずつ開催をしたいというふうに考えていて、1回目を9月4日のPPPプラットフォームセミナーということで開催を目指して準備を進めているところでございます。次年度以降につきましては、常設の機関として取組を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、1枚送っていただいて最終ページには、今年度、こちらの取組については、内閣府の地域プラットフォーム形成支援事業であったり、内閣府、国土交通省の地域プラットフォームの協定制度の国のほうの支援を受けながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

行革のプランの行財政改革プログラムの中の民間活用、大きな一つの柱をいただいておりますので、また適宜、進捗状況を見ながらこちらの委員会にもご報告させていただきながら取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、今の点につきまして御意見、御質問等いただければと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

藏田委員

ありがとうございます。取組内容についてよく理解をいたしました。

中のことはもう委員会のほうが新たに立ち上がっているもので、そちらのほうの議論をというふうに思いますが、1点だけ、このプラットフォームの事業、取組については、具体的な成果目標をしっかりと定めておく必要があるのではないかなというのは、行革のこちらのサイドとしては言うべきかなと思います。事務局として行政改革マネジメント推進室が入っていらっしゃるもので、その点は問題ないかと思うのですが、本当にその関係性、プラットフォームをつくることそのものが目的化してしまいがちなことがままありますので、具体的に毎年、国自身のPFI/PPPも具体的な数値目標が設定されてからエンジンがかかったのが事実だと思います。ですので、川崎市のこのプラットフォーム事業が今後立ち上がっていく、これから立ち上がっていくに当たって、具体的にいつぐらいまでにこういったような目標を掲げていくのか、先ほどの財政的な状況からすれば決して予断を許さない状況だと思います。逆に言えば、不交付団体であれば稼げば稼いだ分返ってくるわけであって、そういったような目標をしっかりとこのPPPのプラットフォームの担い手とともに少なからぬ金額をはじき出していくというようなことが例えば設定されるべきかなと思いますし、そういうふうな例えば何十億とか何億とかいう数字が出てくれば、じゃあ具体的に開いている公共施設、十分使っていないものをあぶり出してどうするかというようなことだとか、その余剰の、余剰でなくても川崎市であれば定借等々で十分暫定的に活用することでも収益を生み出していくことができると思いますので、そういったようなことを具体的な数字目標をぜひ早い段階で、

藏田委員

今の議論の中でもお話しいただいた上で、このPPPプラットフォーム、ぜひその他の先進事例を追い抜いていくぐらいの勢いで高い目標を掲げていただいて、それに向けた委員の先生方を含めた御協力をいただくというところが、官民ともにやっぱりその数字が見えないとなかなか力が入りませんので、逆に言えばそういった案件を行政側も出す、民間側もそれをとりに行く、つくりに行くというようなところをしっかりとプラットフォームの理念なり目標なりロードマップの中に加えていただく必要があるかなというふうに思いましたので、そのあたり意見として申し上げたいと思います。

伊藤会長

ありがとうございました。

事務局のほうで今のご意見を聞いて何か。

事務局

そうですね、なかなかまだ立ち上げをこれからしていくというところで、おっしゃることはもっともだというふうに考えてございますので、目標設定などができるようになればいいかなというふうに思っていますが、実情とするとなかなか本市の具体的な案件を情報提供していつ出していくかというところ、または先ほどあった未利用財産の有効活用など、これから検討すべきところが多いかなというふうには思っております。今のことを踏まえて、この後、制度設計していきたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

伊藤会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

藤田委員

参考までに御教示いただきたいんですけども、2点ありまして、1点目は、川崎市の方で、これまでにPFIの事業というのはどのぐらいの数があったんでしょうかという、これが1点です。

それからあと、2点目がPPPプラットフォームの方でコアメンバーは10団体が予定されているということなんですが、この10団体というのはどのような団体かというのを具体的に教えていただければと思います。

事務局

承知しました。

まず1点目のPFI事業です。本市の方の部分については、全部で7事業ということになっております。古いものから言うと、まずはるひ野小中学校の建設のもの、あと小中学校の冷房化、あと多摩スポーツセンター、あと給食センターが3カ所、それと新しくできましたカルッツかわさきという、川崎市体育館を新たに総合文化・体育施設にしたものという形で、7件の事例をこれまでに持っております。7件の事例がありますけれども、この後もまた検討に加えて進めていきたいと思っております。

事務局

コアメンバーの構成ですけれども、建設業協会を初めとしまして設計の業界、それと造園、あと電設、空調、それと測量、あとビルメンテ、幾つか団体が複数あるところについては複数加わっておりますので、それらの団体で構成させていただいているところでございます。

藤田委員

ありがとうございます。

すみません、一つよろしいですか。プラットフォームメンバーというのは、その団体に加盟している事業者さんなくてもいいということですか。

事務局

3層目を御説明してございませんでしたので、申し訳ございません。プラットフォームメンバーについては、本市については、市内外を問わず本市のPFI／PPPの事業にご興味を持っていただいている方全ての方を対象にセミナーをやっていきたいと思っておりますが、勉強会については特に市内企業を育成するというので、勉強会については市内事業者向けにやっていきたいなというふうに思っています。右下にありますプラットフォームセミナーと勉強会とあるんですけれども、プラットフォームセミナーについては市内外の興味を持っていただける方皆さんを対象としておりまして、右下の勉強会については市内業者の方々に基本的なことから順番に説明をしていきたいということで、こちらについては市の職員も含めて対象にしながら開催をしていきたいというふうに考えております。

藤田委員

ありがとうございました。

伊藤会長

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お願いします。

黒石委員

すみません。前回もちろっと冒頭に申し上げたかもしれませんが、総論的にきれいに全部観点がまとまっているので、逆に本当にどこまで川崎市として本気を出すのか、目指すのかということで、藏田委員から数値目標をやったらどうかという御指摘もありましたけれども、本当にそういう視点で行革の効果を出すんだというミッションを最上に置くのか、まずこういう質的变化と川崎は言いましたけど、とりあえずカルチャーを変えることをミッションにするのか等々、やっぱりミッションの置き方、優先順位のつけ方、それによってもう本当に徹底的に横浜みたいに共創本部みたいなリソースも投入して腕を開きに行くとかいうやり方もありますし、とにかくとりあえず地元の声が優先だみたいな、とりあえず勉強会しましょうみたいなのが優先なのか、その辺を川崎として今のところどういうお考えなのかをまた再度お伺いしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

なかなか難しい部分もございますけれども、本市、横浜と大きく違うところは、まだ人口の増加が2020年まで続いていくということが非常に厳しいなということがありまして、その中でサービスを増やしていくもの、またその急激な減少の局面が来るということで、どうしても公共主体だけではそのサービス提供を担えないということで、民間の方の御意見を踏まえながら取組を進めていきたいということが一つと。

あと、どうしてもPPP/PFIについては市内事業者がちょっと置き去りになっていってしまっているところがこれまでの課題ということですので、その中で市内事業者の方に積極的に参加していただきたいということも念頭に置きながら取組を進めなきゃいけないということで、どうしても両義な意味になってしまいますけれども、二つのことを獲得目標として取組を進めていきたいというふうに考えているところが大きな柱だというように考えております。

以上でございます。

伊藤会長

よろしいでしょうか。

他はよろしいでしょうか。

民間活用ということで行財政改革の取組にも関連する部分が多々あると思いますので、今後もぜひ情報共有をこちらの委員会のほうとも図ってまいりたいと思いますので、進捗状況について随時、当委員会にも御報告いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、本日は取組評価に関するものと、それから行財政改革の取組、民間活用に関する点について御議論いただきました。繰り返しになりますけど、取組評価に関しましては、本日はいただいた意見をもとに、特に法人情報にかかわる案件については修正の案を作成していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議題は以上となりますけれども、事務局からほかに何かございますでしょうか。

事務局

特にございません。

伊藤会長

ありがとうございます。

それでは、本日は以上となりますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

岡田行政改革マネジメント推進室担当課長

長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。

今回、御審議いただきました内容のうち、まず出資法人の取組評価の審議結果につきましては、今、会長のほうからもお話をいただきました。また、先ほど次第にある1の方、こちらの方で御説明、審議いただいた際にも会長の方からおまとめをいただきましたとおり、8月の月初に市長へというようなスケジュール、8月の月初、2週目の早い段階ぐらいまでというようなタイトなスケジュールで予定してございます。

また、各種出資法人の取組とその評価結果については、8月末に、末といっても最終週ではなくその前を予定しておりますが、市議会各常任委員会のほうにご報告をする予定で準備を進めてございます。

岡田行政改革マネジメント推進室担当課長

本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、よりよい内容となるよう検討のほうを進めていきたいと考えておりまして、特に資料4にあります審議結果の内容等については、資料の修正、御確認が必要な部分が整いましたら、改めまして皆様にメールのほうで御確認をさせていただきたいと、お願いをさせていただきたいと考えてございます。皆様、大変お忙しい中、恐れ入りますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、ちょっと話は変わりますが、次回の本委員会、第3回の本委員会でございますが、確定した日付ではございませんが、11月の月末ごろの開催となるかなという形で予定をさせていただいております。改めまして日程等の調整をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

その際の議題も、こちらも確定はしているものではございませんが、これも議題のその他のところでの御説明と繰り返しになってしまいますが、行財政改革プログラムの改革課題に対します、こちら改革課題157でございますが、こちらの計画期間4年間の初年度が昨年度でございました。今年度が2年度目ということになります。その初年度の30年度を取組を市で内部評価したものについて、進捗が順調なものは問題ないのですが、進捗がよろしくないかなというようなどころも見受けられます。こちらは、成果指標に課題があるような改革の取組を少し抽出して本委員会で皆様の御意見を頂戴させていただきまして、それを踏まえて来年度の7月に本委員会での外部評価という形になりますので、そこに向けてより一層の取組進捗につなげていきたいと考えてございます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして令和元年度第2回の川崎市行財政改革推進委員会を終了いたします。

本日は、遅くまでありがとうございました。